

「社会福祉法人の認可について」等の一部改正について（概要）

令和元年8月2日
厚生労働省
社会・援護局福祉基盤課

1. 改正の趣旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号。以下「成年被後見人法」という。）による改正後の社会福祉法及び成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（案）（以下「成年被後見人法整備省令案」という。）による改正後の社会福祉法施行規則の施行に伴い、「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号。以下「課長通知」という。）及び「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」（平成29年4月27日雇児発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号。）別紙「指導監査ガイドライン」（以下「指導監査ガイドライン」という。）を改正するもの。

2. 改正の概要

○課長通知の改正

社会福祉法人の評議員及び役員になることができない者に関する解釈（例示）として、「法人の財産を管理・処分できない程度に判断能力等が欠けている者」を定めること。

○指導監査ガイドラインの改正

社会福祉法人が評議員又は役員を選任するにあたり、これらの者に該当しないことを確認する方法について、誓約書等による確認で差し支えないこと、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられる旨を定めること。

3. 根拠法令

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第40条第1項、第44条第1項

4. 公布日等（予定）

公布日：令和元年9月（予定）

施行期日：成年被後見人法の施行の日（公布の日から起算して3月を経過した日）